α　第18条第３項第１号の算式の符号αに同じ。

α'　別表第六のＢ欄に定める単位額補正率

３　法附則第七条の二第一項第三号に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の算式により算定した額とする。

算式

｛（Ａ×1.025）－（Ｂ×1.030）｝×α×0.985＋（Ｃ×1.079）×α＋（Ｄ＋Ｄ'）×0.985

Ａ×1.025、Ｂ×1.030、｛（Ａ×1.025）－（Ｂ×1.030）｝×α、｛（Ａ×1.025）－（Ｂ×1.030）｝×α×0.985、Ｃ×1.079、（Ｃ×1.079）×α及び（Ｄ＋Ｄ'）×0.985に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

Ａ　次の算式によつて算定した額

算式

（ａ×0.02）＋［｛（ｂ＋ｃ）－7,000×（ｄ＋ｅ）｝×0.03＋｛（ｄ＋ｅ）×140｝］

ａ×0.02及び｛（ｂ＋ｃ）－7,000×（ｄ＋ｅ）｝×0.03に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ａ　市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「700万円以下の金額」、表頭「小計（Ａ）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

ｂ　市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「700万円を超え1,000万円以下」、表頭「小計（Ａ）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

ｃ　市町村税課税状況調第59表の表側「道府県民税」のうち「1,000万円を超える金額」、表頭「小計（Ａ）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合算額

ｄ　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「700万円を超え1,000万円以下」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数

ｅ　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「1,000万円を超える金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数

Ｂ　次の算式によつて算定した額

算式

｛（ｆ＋ｆ'）×（2／3）｝＋［｛（ｇ＋ｇ'）／0.12｝×0.1］＋［｛（ｈ＋ｉ）／0.4｝／3］＋ｊ＋（ｋ＋ｋ'）

｛（ｆ＋ｆ'）×（2／3）｝、（ｇ＋ｇ'）／0.12）、｛（ｇ＋ｇ'）／0.12｝×0.1、（ｈ＋ｉ）／0.4及び｛（ｈ＋ｉ）／0.4｝／3に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ｆ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｃの算式の符号ｃに同じ。

ｆ'　前項の算式の符号Ｃ'の算式の符号ｃ'に同じ。

ｇ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｃの算式の符号ｄに同じ。

ｇ'　前項の算式の符号Ｃ'の算式の符号ｄ'に同じ。

以下」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数

ｅ　市町村税課税状況調第12表の表側「道府県民税」のうち「1,000万円を超える金額」、表頭「納税義務者数」のうち「計」欄の当該都道府県内の市町村ごとの合計数

Ｂ　次の算式によつて算定した額

算式

｛ｆ×（2／3）｝＋｛（ｇ／0.12）×0.1｝＋［｛（ｈ＋ｉ）／0.4｝／3］＋ｊ＋（ｋ＋ｋ'）

ｆ×（2／3）、ｇ／0.12、（ｇ／0.12）×0.1、（ｈ＋ｉ）／0.4及び｛（ｈ＋ｉ）／0.4｝／3に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

ｆ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｃの算式の符号ｃに同じ。

ｇ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｃの算式の符号ｄに同じ。

ｈ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｃの算式の符号ｅに同じ。

ｉ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｃの算式の符号ｆに同じ。

ｊ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｄに同じ。

ｋ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｆに同じ。

ｋ'　前項の算式の符号Ｆ'に同じ。

Ｃ　次の算式によつて算定した額

算式

ｌ×ｍ

算式の符号

ｌ　次の算式によつて算定した額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

l1≦7,000のとき　l1×0.02

7,000＜l1のとき　（l1－7,000）×0.03＋140

算式の符号

l1　l2を0.060で除して得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をl3で除して得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

l2　市町村税課税状況調第20表の表側「平成28年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「平成29年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

l3　市町村税課税状況調第20表の表側「平成28年度」のうち「７月」から「３月」まで及び「平成29年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数

ｍ　前記l3に同じ。

Ｄ　第18条第３項第１号の算式の符号Ｂに同じ。